

# 天童市スポーツ協会表彰要綱内規

(趣旨)

この内規は、天童市スポーツ協会表彰要綱第8条の規定に基づき、表彰について必要な事項を次のように定める。

1 大会の基準は、日本スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する大会若しくはその予選会及びこれに準ずる大会とする。

2 特別殊勲賞・殊勲賞

(1) 全国大会の範囲

- ① 国民体育大会（国民スポーツ大会）
- ② 全日本選手権大会
- ③ 全日本大学選手権大会
- ④ 全国高等学校体育大会
- ⑤ 全国中学校体育大会
- ⑥ 小学生の全国的規模大会（スポ少大会は除く。）

(2) 国際競技会の範囲

- ① オリンピック大会
- ② 世界選手権
- ③ アジア競技大会
- ④ ユニバーシアード競技大会
- ⑤ 3カ国以上が参加する国際大会

(3) 入賞とは8位までとする。

3 功労賞

- ① 第2条(5)イは、原則として10年以上にわたり、本市社会体育・スポーツの普及・振興に精励した者で、個人の場合は、満55歳以上の者とする。
- ② 賞を受けた者が、新たな事由により功労が認められた場合は、重賞することができる。

附 則

- 1 本内規は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 本内規は、平成17年4月1日から適用する。
- 3 本内規は、令和2年4月1日から適用する。